



滋 生 多 第 1 1 7 号
令和 5 年 (2023 年) 6 月 21 日

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



鳥獣保護区特別保護地区の指定について (諮問)

下記の鳥獣保護区特別保護地区の指定について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

記

- 1 指定を行う地区 (概要は別紙のとおり)
 - (1) 荒神山鳥獣保護区荒神山特別保護地区
 - (2) 野鳥の森鳥獣保護区野鳥の森特別保護地区
 - (3) 伊吹山鳥獣保護区伊吹山特別保護地区
 - (4) 水口町城山鳥獣保護区水口町城山特別保護地区

2 指定の理由

上記 1 の各地区については、人と自然とのふれあい活動の場や鳥獣の良好な生息地として重要な役割を果たしており、鳥獣保護区の中でも重要な区域である。

現行の指定が令和 5 年 10 月 31 日までとなっているため、引き続き令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日までの 10 年間、鳥獣保護区特別保護地区として指定する。